

静岡県告示第328号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、特定水産資源（するめいか、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚））に関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年3月30日

静岡県知事 川勝平太

第1 するめいか

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
静岡県するめいか漁業	現行水準

第2 くろまぐろ（小型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

24.2トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（4月から7月まで）	4.2トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（8月から11月まで）	2.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等（12月から翌年3月まで）	7.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（4月から7月まで）	2.8トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（8月から11月まで）	1.7トン
静岡県くろまぐろ（小型魚）定置漁業（12月から翌年3月まで）	0.3トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。

第3 くろまぐろ（大型魚）

1 都道府県別漁獲可能量

11.8トン

2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
静岡県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	7.1トン
静岡県くろまぐろ（大型魚）定置漁業	2.3トン

（注）漁船漁業等とは定置漁業以外の漁業をいう。